

小金井市学校図書館活動充実業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

小金井市学校図書館活動充実業務委託

(2) 業務の目的

「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」に基づき、児童・生徒の読書活動を推進するため、全市立小中学校に司書を配置し、専門性の高い環境整備に努めるとともに、効率的な運営と活発な利用を促進することを目的とします。

(3) 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※候補者が決定したあと、契約手続（随意契約）を行い、本事業の履行状況が良好である場合には、本事業履行満了後4年間を上限とした随意契約を予定し、原則として契約金額・仕様の変更は行わないものとします。ただし、本契約は単年度毎の契約であるため、履行状況が良好でない場合や市の政策変更等により、次年度以降契約を行わない場合があります。

※業務の履行期間は上記のとおりですが、契約確定日の翌日から令和8年3月31日までは、業務準備期間として委託者との調整等を行います。

(5) 予算額（見積限度額）

20,645千円（税込み）

令和7年度予算額 0千円

令和8年度予算額 20,645千円（税込み）（債務負担行為）

※上限額を超えた提案は無効とします。

(6) 支払方法

部分払い 第1回 令和8年 8月

第2回 令和8年12月

第3回 令和9年 4月

なお、支払額は年度の予算額の範囲内とし、1回の支払い額は契約金額の3分の1相当の額とします（1円未満の端数が発生する場合は、第3回の支払時にまとめて支払うものとする。）。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選考するために「小金井市学校図書館活動充実業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、随意契約候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と委託者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。契約までに候補者が次条に規定する資格要件を喪失した場合、契約に際して事故がある場合又はこの交渉がまとまらない場合は、次点者と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者としします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。ただし、現に登録がない者については、本件契約手続き開始までに「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」により入札参加資格審査申請を行い、申請先自治体に「小金井市」の登録を行うことができる者であることを参加条件として、次の各号に掲げる書類の提出を求め、競争入札参加資格と同等であることを確認するものとしします。

- ① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）【法人】
- ② 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）【商号登記している個人】
- ③ 身分証明書【個人】
- ④ 登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことを証明するもの。）【個人】
- ⑤ 財務諸表【法人・個人】
- ⑥ 法人事業税の納税証明書【法人】
- ⑦ 納税証明書その1（法人税・消費税及び地方消費税）【法人】
- ⑧ 納税証明書その1（申告所得税・消費税及び地方消費税）【個人】
- ※ ⑤～⑧は、直近に決算した事業年度のもので、⑥～⑧の納税証明書は未納額が0円であるものに限りします。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更正手続きの開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 過去5年以内に、自治体との契約において同種の業務（図書館または学校図書館における司書等配置業務）の履行を完了している案件があること。

6 プロポーザル日程について

番号	内 容	期 日 等
1	プロポーザル実施要領等の配布	令和7年10月10日（金）から 令和7年10月23日（木）まで
2	参加希望申請書等の提出期限	令和7年10月23日（木）
3	資格審査の結果通知発送	令和7年10月28日（火）
4	質問書の受付	令和7年10月28日（火）から 令和7年11月7日（金）まで
5	質問書に対する回答	令和7年11月12日（水）
6	企画提案書等の提出期限	令和7年11月21日（金）
7	第一次審査（書類審査）	令和7年11月28日（金）
8	第一次審査の結果通知発送	令和7年12月2日（火）
9	第二次審査（企画提案書の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	令和7年12月11日（木）
10	第二次審査の結果通知発送	令和7年12月19日（金）
11	事業候補者の決定及び契約締結	令和8年1月予定

7 プロポーザル実施要領等の配布場所及び期間

- (1) 配布場所 「15 問合せ先」のとおり
 ※小金井市ホームページ (<https://www.city.koganei.lg.jp>) からダウンロードできます。
- (2) 配布期間 令和7年10月10日（金）から令和7年10月23日（木）午後5時まで（正午から午後1時までは除く）

8 参加資格確認書類の提出

- (1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	部数
1	参加希望申請書	1部
2	会社概要及び類似業務実績	1部
- (2) 提出期限 令和7年10月23日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 必要事項を記載し、押印の上、配達証明付き郵送サービス（当日必着）又は直接窓口へ持参
- (4) 提出先 「15 問合せ先」のとおり
- (5) 資格要件の確認
 提出資料を基に参加資格の確認を行い、令和7年10月28日（火）までに結果を申込者へ通知します（普通郵便）。
- (6) 物品買入れ等競争入札参加資格を有しない者については、5(1)に記載する書類を一部ずつ提出すること。

9 質疑と回答

- (1) 提出書類 質問書（様式3） 1部
- (2) 提出期限 令和7年11月7日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール
※電子メール送信後、電話で受信確認すること。確認時間は、平日の午前9時から午後5時までとします（正午から午後1時までを除く）。
- (4) 提出先 「15 問合せ先」のとおり
- (5) 質問回答 令和7年11月12日（水）（予定）に市ホームページに掲載します（個別回答は行わない。）。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
任意様式	企画提案書	A4縦、横書き、10ポイント以上（注釈、図表等の記載を除く。）、両面印刷	6部 （記名1部、無記名5部）
任意様式	見積書	A4縦、税抜及び税込表示	6部 （記名1部、無記名5部）

- (2) 提出期限 令和7年11月21日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 必要事項を記載し、押印の上、配達証明付き郵送サービス（当日必着）又は直接窓口へ持参
- (4) 提出先 「15 問合せ先」のとおり

11 企画提案書の内容・記載を要する事項

- (1) 会社概要、経営状況及び経営理念
- (2) 仕様書（案）に基づく業務の具体的内容（業務手法や優位性）
- (3) 司書の資格を有する者について
 - ① 雇用数及び活動実績
 - ② 採用基準及び採用方法
 - ③ 研修体制及び研修内容
 - ④ 労務管理の方法
- (4) 緊急時及び事故発生時における対応策、連絡調整方法
- (5) 個人情報保護対策

12 プロポーザル審査方法

- (1) 審査基準 別紙審査基準のとおり
- (2) 第一次審査（書類審査）
提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者を一次審査通過とします。
ただし、応募事業者が3者以下であった場合は第一次審査を行わないものとし、第二次審査において、企画提案書等についても併せて審査することとします。
- (3) 第二次審査（企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）
 - ① 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選定します。

なお、総得点が高得点であっても仕様書（案）に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、候補者に選定しないことがあります。

また、応募事業者が一者のみであった場合も第二次審査は実施することとし、第二次審査の評価が一定の水準を下回った場合は不合格とし、改めて本件プロポーザル方式による候補者選定を行うこととします。

② 審査は、非公開とします。

③ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

ア 一者につきプレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度とします。他者との入れ替え時間を10分程度設けますので、準備時間にあてることができると思います。

イ 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行ってください。

ウ 出席者は、4人以内とします。

エ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とします。

ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに「15 問合せ先」に連絡してください。

オ プレゼンテーションに機器が必要な場合は、会場に用意するスクリーン及びプロジェクター（有線）の使用を可とします。ただし、ノートパソコンその他の機器は持参してください。

13 審査結果

- (1) 一次審査の結果は、令和7年12月2日（火）に、参加希望申請書を提出した全者に通知します（普通郵便）。
- (2) 二次審査の結果は、令和7年12月19日（金）に、二次審査に参加した全者に通知します（普通郵便）。
- (3) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を受け取った日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。
- (4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

14 留意事項

- (1) 小金井市は、参加者が提出した資料（以下「参加者提出資料」という。）を次のとおり取り扱うものとします。
 - ① 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とします。
 - ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - エ その他、設定した条件を満たしていない場合
 - ② 応募者から提出された書類等は、返却しないものとします。
 - ③ 参加者提出資料は、選考を行う作業において必要な範囲で複製することがあります。

なお、参加者提出資料は、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）に基づき請求があった場合は、その内容が同条例第14条に規定する第三者に

対する意見書提出の機会の付与等を行うものである場合には、同条例第2項及び第3項に規定する手続等を経た上で、公表されることがあります。

- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。
- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできません。
- (6) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加してください。
- (7) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

15 問合せ先

〒184-8504 東京都小金井市前原町3-4-15（小金井市役所第二庁舎7階）

担当者：小金井市教育委員会学校教育部指導室 沢田 陽

電 話：042-387-9877

FAX：042-383-1133（教育委員会共通）

E-mail：k010399@koganei-shi.jp